



り災証明書交付の進捗状況をお知らせします



ターゲット 13.1

令和3年2月23日
税務部資産税課
担当：池田 美奈子
TEL：924-2091

SDGs ターゲット 13 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に関する強靱性（レジリエンス）及び適応能力を強化する

1 被害認定調査対象

「り災証明書」の交付申請があった建物（住家・非住家）のうち、申請者が被害の程度が軽いと自ら判断し「一部損壊（10%未満）」と自己判定したものを除くすべての建物とします。

2 「り災証明書」の申請受付

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送による申請受付を原則としますが、市役所本庁舎及び各行政センター（富田、大槻を除く）の窓口でも申請を受け付けています。

《令和3年2月21日現在申請件数》

区分	り災証明（居住者）	り災証明（所有者）	被災届出受理証	合計
件数	935 件	369 件	235 件	1,539 件

3 被害認定調査方法

内閣府が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」のうち「木造・プレハブ【地震による被害】」または「非木造【地震・水害・風害・地盤被害による被害】」により被害認定を行うこととし、外観目視及び内部立入調査の手法で実施します。

《令和3年2月15日から2月17日までの申請者の申告に基づく被害内容》

区分	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊	合計
件数	18 件	40 件	47 件	94 件	82 件	125 件	406 件

4 被害認定調査については「3 被害認定方法」に基づき、職員等で構成する「3名1チーム」編成・（最大目安）20チームにより実施します。

なお、申請者の申告により被害程度の大きい建物及び申請の早い順から調査を実施します。

※調査開始日 令和3年3月1日予定

5 「り災証明書」の交付は、申請受付と同様、原則として郵送により行うものとします。

令和3年2月21日現在交付件数実績108件（自己判定方式による一部損壊判定）

※令和3年2月22日現在、試験的に5件を調査済み。

※進捗状況については集約でき次第公表します。